

令和4年10月31日  
東京税関業務部

関係各位

環太平洋包括的及び先進的協定適用豚肉調製品  
(カナダを原産地とするもの)に係るセーフガードの発動について

令和4年4月から令和4年9月末日までの関税暫定措置法施行令別表第1の15の項に掲げる物品(環太平洋包括的及び先進的協定適用豚肉調製品(カナダを原産地とするもの)の輸入数量が、関税暫定措置法第7条の8第1項に規定する財務大臣が告示等をする数量を超えることとなったことから、令和4年11月1日から令和5年3月31日までの間、関税暫定措置法第7条の8第1項の規定に基づき品目別セーフガードが発動されることとなりましたので周知致します。

問合せ先  
東京税関業務部通関総括第1部門  
電話：03-3599-6337

令和4年10月31日

## 環太平洋包括的及び先進的協定適用豚肉調製品 (カナダを原産地とするもの) についての発動期間

関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の8第4項の規定に基づき、環太平洋包括的及び先進的協定適用豚肉調製品(カナダを原産地とするもの)について、同条第1項に規定する発動期間を下記のとおり公表する。

記

令和4年11月1日から令和5年3月31日まで

[TOP](#)[NACCSのご利用方法](#)[申込手続 \(NSS\)](#)[NACCS業務仕様・関連資料](#)[よくある問合せ](#)[関連リンクを表示する▼](#)

## 【利用者の皆様へ】TPP11協定に基づく豚肉調製品（カナダを原産地とするもの）に係るセーフガードの発動について

公開日 2022年10月31日

関税暫定措置法第7条の8第1項の規定に基づき、TPP11協定の豚肉調製品（カナダを原産地とするもの）に対して**令和4年11月1日から令和5年3月31日までの間**、TPP11協定に基づく豚肉調製品（カナダを原産地とするもの）についての農産品セーフガード（以下「豚肉調製品セーフガード（カナダを原産地とするもの）」という。）が発動されます。

これに伴い、業務コード集「5-1. NACCS用品目コード（輸入）」に下記リンク先のNACCS用品目コードを追加しますのでお知らせします。なお、業務コード集は令和4年11月1日に更新します。

ご不明な点につきましては、税関にお問い合わせください。

暫定法第7条の8発動時におけるNACCS用品目コードについては令和4年11月1日から使用可能となります。

「5-1.NACCS用品目コード（輸入）」（共通）

変更箇所については、[こちら](#) をご参照ください。

豚肉調製品セーフガード（カナダを原産地とするもの）に係る輸入申告等をする場合、NACCS用品目コードは新設される「暫定法第7条の8発動時における発動対象国のもの」、原産地（申告）種別コードはTPP11税率差適用国別コード（カナダ）の「1C」を使用いただくこととなりますので、十分ご注意ください。（TPP11協定の豚肉調製品で原産地がカナダでないものについては「その他のもの」を使用してください。）

なお、豚肉調製品セーフガード（カナダを原産地とするもの）発動期間中に蔵入承認を受け、豚肉調製品セーフガード（カナダを原産地とするもの）発動期間終了後にTPP11協定税率を適用して蔵出輸入申告を行う貨物については、NACCS用品目コードは「その他のもの」、原産地（申告）種別コードはTPP11協定の「TP」を用いて、蔵入承認申請及び蔵出輸入申告の両手続を行ってください。

[この掲示板について](#) | [個人情報の取り扱い](#)

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

お問い合わせは[こちら](#)